

配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画

(第4次)

平成29年3月

彩の国  埼玉県

■ ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) とは

一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力」という意味で使われ、「DV」と略されます。

配偶者等からの暴力を許さない 社会の実現を目指して



配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、決して許してはいけません。男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差などを背景とした暴力行為は、重大な人権侵害です。家庭内や個人的な関係で行われることから発見や対応が遅れ、不幸な事件となることもあるこうした暴力をなくすことは、すべての人の願いです。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されてから15年以上が経過し、「DV」や「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は広く知られるようになりました。埼玉県においても、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」に基づき、DVに係る各種施策を推進し、被害者が声を上げられる環境と相談体制の整備等を進めてまいりました。しかし、相談をためらう潜在的な被害者や、DVを目の当たりにして育った子どもなど、支援が十分に行き届いていない方々もいらっしゃいます。

このような現状を踏まえ、このたび、平成33年度を目標年度とする第4次計画を新たに策定しました。この計画では、従来からの取組を一層推進するとともに、相談体制を充実し、子どもの心のケアにも重点的に取り組んでまいります。また、デートDV（交際相手からの暴力）の予防啓発の推進などを通し、一人一人の人権を尊重する社会づくりを目指します。

私は、この計画が人権尊重の意識を浸透させ、暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現の大きな原動力となることを願っております。市町村をはじめ、関係機関・民間団体の皆様と十分な連携を図り、計画の推進に全力で取り組んでまいります。県民の皆様には、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本計画策定に携わっていただいた策定委員の皆様をはじめとして、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の方々、御協力いただきました皆様から御礼申し上げます。

平成29年3月

埼玉県知事 上田清司

目次

第1 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の対象とする暴力	2
4	計画の期間	3
5	計画の目標	3
6	計画を推進するための基本的な視点	4
7	DVの現状と計画推進の方向	5
8	計画の体系	16
9	計画の推進体制	18

第2 計画の内容

1	重点施策	19
2	基本目標と実施施策	23
	基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	23
	基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実	27
	基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	39
	基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援	47
	基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	51
	基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究	54

参考資料

1	計画策定の経緯	57
2	DV被害者支援の流れ	60
3	関係機関の支援ネットワーク	61
4	関係法令等	66
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	
	・DV対策に関する埼玉県の主な取組	
5	用語の解説	76

◆文中に＊を付した語句については、76 ページ以降の「用語の解説」を御参照ください。